



県章

山形県公報

平成28年3月22日(火)

第2732号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……316
- 山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則……………(税 政 課) ……317
- 住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(市 町 村 課) ……330
- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(子育て支援課) ……331
- 山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉企画課) ……同
- 山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康長寿推進課) ……334
- 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……同
- 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則……………(同) ……335
- 山形県立救護施設管理規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……336
- 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……同
- 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……337

訓 令

- 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……338

告 示

- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……339
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……340
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……341
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……342
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………(都市計画課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下 水 道 課) ……343

議会関係
規則

- 山形県議会傍聴規則の一部を改正する規則…………… 同
- 山形県議会会議規則の一部を改正する規則…………… 同

告示

- 山形県議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程……………344

教育委員会関係
訓令

- 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令…………… 同

公安委員会関係
規則

- 山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則……………345
- 山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第18条第4項の規定に基づく通知及び第21条の規定に基づく要請に関する規則…………… 同

企業局関係
規程

- 山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程……………348

病院事業局関係
規程

- 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程…………… 同

公 告

- 一般競争入札の公告……………（情報企画課） ……349
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課） ……351
- 同……………（庄内総合支庁建築課） ……354

規 則

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第15号

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則

（技能労務職員に関する規則の一部改正）

第1条 技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「標準的な」を「分類の基準となるべき」に改める。

第4条中「標準的な職務の内容」を「分類の基準」に改める。

第7条の2第1項中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

別表第2中「技能労務職給料表級別標準職務表」を「技能労務職給料表等級別基準職務表」に、

「標準的な職務」を「基準となる職務」に改める。

（技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（平成27年7月県規則第53号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「1 総合療育訓練センター」を「1 こども医療療育センター」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第16号

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成28年3月県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（委任）

第2条 条例第2条の規定による県税の不均一課税に関する事務は、総合支庁長に委任する。

（不均一課税申請書）

第3条 条例第4条に規定する申請書は、別記様式第1号から別記様式第3号までによるものとする。この場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

（1）条例第4条第1号及び第3号に掲げる者

イ 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書の写し及び同項第19号に規定する減価償却資産の償却費の額の計算に関する書類

ロ 条例第2条第1号又は第2号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）の所在する事業所全体の平面見取図

ハ その他知事が必要と認める書類

（2）条例第4条第2号及び第4号に掲げる者

イ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第31号に規定する確定申告書（同条第30号に規定する中間申告書で同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものを含む。）に添付すべきこととされている減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し

ロ 前号ロ及びハに規定する書類

（不均一課税の適用があるべき旨の申告）

第4条 特別償却設備である家屋又はその敷地である土地を取得した者であつて、当該家屋又はその敷地である土地の取得に対して課される不動産取得税について条例第2条の規定による不均一課税の適用を受けようとするものは、不均一課税の適用があるべき旨の申告書（別記様式第4号）を山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）第74条第1項に規定する不動産取得税納税義務発生申告書を提出する際に知事に提出しなければならない。

（不均一課税の決定）

第5条 知事は、条例第4条の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る書類を審査し、不均一課税を決定したときは、不均一課税決定通知書（別記様式第5号又は別記様式第6号）によりその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により不均一課税を決定した後において、当該不均一課税の決定に係る申請書又は当該申請書の添付書類に記載されている事項が調査したところと異なることを発見した場合は、当該不均一課税の決定の全部又は一部を取り消すとともに、不均一課税取消通知書（別記様式第7号）によりその旨を当該取消しを受けた者に通知するものとする。

（書類の提出）

第6条 条例及びこの規則の規定により提出する書類は、第4条に規定するものを除き、正副2部とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（不均一課税の適用があるべき旨の申告書の提出期限の特例）

2 第4条の規定により定められた不均一課税の適用があるべき旨の申告書の提出期限がこの規則の施行の日前である場合においては、当該申告書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、同日から起算して10日以内とする。

（経過措置）

3 この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間は、別記様式第5号から別記様式第7号までの規定中「3箇月以内」とあるのは、「60日以内」とする。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

4 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表総合支庁長の項委任事項の欄に次の1項を加える。

15 山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則に基づく次の事項

（1）第2条の規定による次の事項

イ 山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第2条の規定による県税の不均一課税に関すること

別記
様式第1号

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	個人事業税不均一課税申請書															
山形県何総合支庁長 殿											年 月 日		申 請 者 住(居)所 氏 名		⑩	
山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第4条の規定により、次のとおり個人事業税の不均一課税を申請します。																
不均一課税を受けようとする事業年				年 月 日から			年 月 日まで									
適用区分				第 (1・2・3) 年												
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定日				年 月 日												
新設し、又は増設した特定業務施設の種別、名称、所在地等	特定業務施設の種別			事務所 ・ 研究所 ・ 研修所												
	特定業務施設の名称															
	所在地及び電話番号			電話番号 ()												
	この申請に応答する係及び氏名															
新設し、又は増設した特別償却設備を事業の用に供した日				年 月 日												
新設し、又は増設した特別償却設備を構成する減価償却資産の取得価額	種 類		取 得 価 額													
	建物及びその附属設備		円													
	構 築 物		円													
	機 械 及 び 装 置		円													
	車 両 及 び 運 搬 具		円													
	工 具 、 器 具 及 び 備 品		円													
	合 計		円													
新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者数(事業年に属する各月の末日現在)	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計	事業年末 日現在の 数		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	
県内に有する事業所等に従事する従業者で上記の欄に掲げる者以外の数(事業年に属する各月の末日現在)	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計	事業年末 日現在の 数		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	
新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額(事業年の末日現在)				円												
県内に有する事業所等の固定資産の価額(事業年の末日現在)				円												

- (注) 1 この申請書は、一の特別償却設備ごとに作成し、事業年の翌年の3月15日までに提出すること。
- 2 「住（居）所」の欄には、主たる事務所又は事業所の所在地を記載すること。
- 3 「適用区分」及び「特定業務施設の種別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 4 電気供給業又は倉庫業を行う事業者の場合にあっては固定資産の価額を、その他の事業者の場合にあっては従業者数を記載すること。
- 5 この申請書を提出する場合は、次に掲げる書類を添付すること。ただし、他の申請又は申告において既に提出しているものについては、省略することができる。
- (1) 確定申告書の写し及び減価償却資産の償却費の額の計算に関する書類
 - (2) 特別償却設備の所在する事業所全体の平面見取図（土地及び家屋の取得部分並びに取得年月日（家屋については、事業の用に供した日を含む。）を明示したもの）
 - (3) その他知事が必要と認める書類

様式第2号

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	法人事業税不均一課税申請書		
山形県何総合支庁長 殿		年 月 日 申請法人 所在地 法人名 代表者氏名 法人番号	
山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第4条の規定により、次のとおり法人事業税の不均一課税を申請します。			
不均一課税を受けようとする事業年度	年 月 日から 年 月 日まで（確定・修正分）		
適用区分	第（1・2・3）事業年度	事業者の区分	租税特別措置法に規定する中小企業者等に該当する・該当しない
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定日		年 月 日	
新設し、又は増設した特定業務施設の種別、名称、所在地等	特定業務施設の種別	事務所・研究所・研修所	
	特定業務施設の名称		
	所在地及び電話番号	電話番号（ ）	
	この申請に回答する係及び氏名		
新設し、又は増設した特別償却設備を事業の用に供した日		年 月 日	
新設し、又は増設した特別償却設備を構成する減価償却資産の取得価額	種類	取得価額	
	建物及びその附属設備	円	
	構築物	円	
	機械及び装置	円	
	車両及び運搬具	円	
	工具、器具及び備品	円	
	合計	円	

- (注) 1 この申請書は、法人事業税の確定申告書等を提出する際に併せて提出すること。
 2 申請法人の「所在地」の欄には、主たる事務所又は事業所の所在地を記載すること。
 3 「適用区分」及び「特定業務施設の種別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
 4 「事業者の区分」の欄は、租税特別措置法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者又は同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人である場合は「該当する」を、それ以外の法人である場

合は「該当しない」を○で囲むこと。

5 この申請書を提出する場合は、次に掲げる書類を添付すること。ただし、他の申請又は申告において既に提出しているものについては、省略することができる。

- (1) 法人事業税不均一課税申請書付表
- (2) 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し
- (3) 特別償却設備の所在する事業所全体の平面見取図（土地及び家屋の取得部分並びに取得年月日（家屋については、事業の用に供した日を含む。）を明示したもの）
- (4) その他知事が必要と認める書類

付表

法人事業税不均一課税申請書付表
法人名

1 不均一課税に係る課税標準額の算定の基礎となる従業者数等

電気供給業、ガス供給業又は倉庫業	新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額															円		
	県内に有する特別償却設備に係る事業所等の固定資産の価額															円		
鉄道事業又は軌道事業	新設し、又は増設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数															キロメートル		
	県内に有する軌道の延長キロメートル数															キロメートル		
上記以外の業種	新增設の箇所	月末																
		項目	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計	事業年度末日現在の数値		
		新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
		新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者数																
		新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者数																
	県内に有する事業所等に従事する従業者で上記の欄に掲げる者以外の数																	

2 不均一課税に係る課税標準額の内訳

本県分課税標準額	不均一課税を受ける部分の課税標準額	左記以外の課税標準額	課税標準合計額
所得割	年400万円以下の金額	千円	千円
	年400万円を超え年800万円以下の金額	千円	千円
	年800万円を超える金額	千円	千円
	計	千円	千円
収入割	千円	千円	千円

様式第3号

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	不動産取得税不均一課税申請書						
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 年 月 日 </div> 山形県何総合支庁長 殿 <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 申 請 者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 ⑩ </p> <p>山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第4条の規定により、次のとおり不動産取得税の不均一課税を申請します。</p>							
不均一課税を受けようとする家屋	所在地	家屋番号	種類構造	床面積	取得年月日	取得価額	建設着手日
				㎡	. .	円	. .
				
				
同上の家屋の敷地である土地	所在地	地番	地目	地積	取得年月日	取得価額	
				㎡	. .	円	
					. .		
					. .		
事業年度			年 月 日から 年 月 日まで				
事業者の区分			租税特別措置法に規定する中小事業者等に該当する・該当しない				
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定日			年 月 日				
新設し、又は増設した特定業務施設の種別、名称、所在地等	特定業務施設の種別		事務所 ・ 研究所 ・ 研修所				
	特定業務施設の名称						
	所在地及び電話番号						
	この申請に回答する係及び氏名						
新設し、又は増設した特別償却設備を事業の用に供した日			年 月 日				
新設し、又は増設した特別償却設備を構成する減価償却資産の取得価額	種 類		取 得 価 額				
	建物及びその附属設備		円				
	構 築 物						
	機 械 及 び 装 置						
	車 両 及 び 運 搬 具						
	工 具 、 器 具 及 び 備 品						
	合 計						

- (注) 1 この申請書は、一の特別償却設備ごとに作成すること。
- 2 「住（居）所又は所在地」の欄には、住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地を記載すること。
- 3 「事業者の区分」の欄は、租税特別措置法第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者又は同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人である場合は「該当する」を、それ以外の個人又は法人である場合は「該当しない」を○で囲むこと。
- 4 「特定業務施設の種別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 5 この申請書を提出する際は、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この申請書に係る一の特別償却設備について個人事業税又は法人事業税の不均一課税を受けるため、既に提出しているものについては添付することを要しないものであること。
- (1) 個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び減価償却資産の償却費の額の計算に関する書類、法人にあっては法人税に関する申告書に添付する減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し
- (2) 特別償却設備の所在する事業所全体の平面見取図（土地及び家屋の取得部分並びに取得年月日（家屋については、事業の用に供した日を含む。）を明示したもの）
- (3) その他知事が必要と認める書類

様式第4号



山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第2条の不均一課税の適用があるべき旨の申告書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

取得者
住（居）所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 ④

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり申告します。

不均一課税を受けようとする家屋	所在地	家屋番号	種類構造	床面積	取得年月日	取得価額	建設着手(予定)年月日
				m ²	・ ・	円	・ ・
					・ ・		・ ・
					・ ・		・ ・

同上の家屋の敷地である土地	所在地	地番	地目	地積	取得年月日	取得価額
				m ²	・ ・	円
					・ ・	
					・ ・	

事業年度 年 月 日から 年 月 日まで

事業者の区分 租税特別措置法に規定する中小事業者等に該当する・該当しない

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定(予定)日 年 月 日

新設し、又は増設しようとする(した)特定業務施設の種別、名称、所在地等	特定業務施設の種別	事務所 ・ 研究所 ・ 研修所
	特定業務施設の名称	
	所在地及び電話番号	
	この申請に応答する係及び氏名	

新設し、又は増設しようとする(した)特別償却設備を事業の用に供した日 年 月 日

新設し、又は増設しようとする(した)特別償却設備を構成する減価償却資産の取得価額	種類	取得(予定)価額
	建物及びその附属設備	円
	構築物	
	機械及び装置	
	車両及び運搬具	
	工具、器具及び備品	
	合計	

- (注) 1 この申告書は、新設し、又は増設しようとする（した）一の特別償却設備ごとに作成し、当該対象施設の所在地を所管する総合支庁長に不動産取得税の納税義務発生申告書を提出する際に提出すること。
- 2 「住（居）所又は所在地」の欄には、この申告書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地を記載すること。
- 3 「事業者の区分」の欄は、租税特別措置法第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者又は同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人である場合は「該当する」を、それ以外の個人又は法人である場合は「該当しない」を○で囲むこと。
- 4 「特定業務施設の種別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

様式第5号

何税の不均一課税決定通知書

第 年 月 日 号

申 請 者
住（居）所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 様

山形県何総合支庁長 印

年 月 日付けで申請ありました 税の不均一課税について、次のとおり決定しましたから、山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 度	年度	決 定 の 理 由
課 税 標 準 額	円	
不 均 一 課 税 前 の 税 額	円	
納 付 す べ き 税 額	円	
不 均 一 課 税 に よ り 軽 減 し た 税 額	円	
摘 要		

(注) 個人事業税及び不動産取得税に係る不均一課税決定通知は、この様式によること。

様式第6号

法人事業税不均一課税決定通知書								
申請法人 所在地 法人名 代表者氏名						第	号	
						年	月	日
様						山形県何総合支庁長 印		
年 月 日付けで申請ありました法人事業税の不均一課税について次のとおり決定しましたから、山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。								
事業年度		年 月 日から 年 月 日まで						
適用区分		第 事業年度						
不均一課税額	区 分	不均一課税前			不均一課税後			
		課税標準額	税率	税額	課税標準額	税率	税額	
	正確・更定の額又は額修	円	%	円	円	%	円	
		計						
	額修正・更正前の	円	%	円	円	%	円	
		計						
	差引納付額	円	%	円	円	%	円	
		計						
	不均一課税により軽減した税額					円		
	決議年月日					摘要		
申請受理日								

様式第7号

何税の不均一課税取消通知書	
納 税 者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名	第 年 月 日 山形県何総合支庁長 印
年 月 日付けで決定しました不均一課税を次のとおり取り消しますから、山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	
年度又は事業年度	
不均一課税により軽減した税額	円
同上のうち不均一課税の取消しをする税額	円
取消しをする理由	
摘 要	

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第17号

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法の施行に関する規則（平成14年8月県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項を削り、同条第2項中「別表第1第2項」を「別表第1第1項」に、「若しくは連帯保証人又はこれらの」を「の連帯保証人又は貸付けを受けた者若しくは連帯保証人の」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「別表第1第3項」を「別表第1第2項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「別表第1第4項」を「別表第1第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「別表第1第5項」を「別表第1第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「別表第1第6項」を「別表第1第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第8項中「別表第1第8項」を「別表第1第6項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「別表第1第9項」を「別表第1第7項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「別表第1第10項」を「別表第1第8項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第18号**山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項第2号の表中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に改める。

附則に次の4項を加える。

（保育所の職員配置に係る特例）

- 9 第30条に規定する保育士の数の算定については、当分の間、同条ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同条本文の規定により算定した保育士の数が1となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者を置かなければならない。
- 10 第30条に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 11 1日につき8時間を超えて開所する保育所に係る第30条に規定する保育士の数の算定については、当分の間、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、保育士と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。
- 12 附則第2項及び前2項の規定を適用する場合においては、これらの規定により保育士とみなされる者の数が、保育士の数及び当該保育士とみなされる者の数の合計数の3分の1を超えてはならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第28条第2項第2号の表の改正規定は、同年6月1日から施行する。

山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第19号**山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和41年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の2の別紙中「営業時間外対応又は24時間対応の電話番号等」を

「対応できない時間帯等」に、

(7)	営業時間	
	営業時間外の対応、24時間対応等	

を

(7)	開店時間	
	開店時間外の対応、夜間及び休日営業の地域輪番又は当番制に参加している場合等はその内容等	
(8)	開店時間外で相談できる時間	

に、

(1)	処方箋応需以外の場合の相談に対する対応の可否	
	①誤飲又は誤食による中毒相談に対する対応の可否	
	②禁煙相談に対する対応の可否	
	③その他の対応が可能な相談の内容	
	④時間外の相談に対する対応を実施する場合、対応が可能な時間帯、連絡先	
(2)	外国語の対応	対応することができる外国語の種類
		①対応のレベル
		②対応できない曜日
		③対応できない時間帯
(3)	障がい者に対する配慮	聴覚障がい者に対するサービス内容
		視覚障がい者に対するサービス内容
(4)	車椅子利用者に	バリアフリー対応の有無
		①スロープの有無
		②手すりの有無
		③身体障がい者用トイレの有無
		④車椅子利用者用駐車場の有無
		⑤点状ブロックの有無
⑥昇降機の有無		
(5)	受動喫煙を防止するための措置	

を

(1)	健康サポート薬局である旨の表示の有無	
(2)	相対 談に 対す る	①健康相談に対する対応の可否
		②禁煙相談に対する対応の可否
		③誤飲又は誤食による中毒相談に対する対応の可否
		④その他の対応が可能な相談の内容
(3)	外国語の 対応	対応することができる外国語の種類
		①対応のレベル
		②対応できない曜日
		③対応できない時間帯
(4)	障が い者 に 配 慮	聴覚障がい者に対するサービス内容
		視覚障がい者に対するサービス内容
(5)	車 椅子 の 配 慮 者 に	バリアフリー対応の有無
		①スロープの有無
		②手すりの有無
		③身体障がい者用トイレの有無
		④車椅子利用者用駐車場の有無
		⑤点状ブロックの有無
⑥昇降機の有無		
(6)	受動喫煙を防止するための措置	

に、

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の有無	
--	--

を

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の有無	
児童福祉法に基づく指定医療機関の指定の有無	
難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定の有無	

に、

認定薬剤師の種類及び人数	
無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否	

を

認定薬剤師の種類（認定名称及び認定団体名）及び人数	
無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否	
無菌調剤室を共同利用する場合は無菌調剤室提供薬局の名称及び所在地	

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第20号**山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則（平成5年10月県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第7項中「又は」を「若しくは指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する同条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。）又は」に、「同法第8条第9項」を「同条第9項」に改め、同表第8項中「同条第20項」を「同条第21項」に改め、同表第9項中「第8条第17項」を「第8条第18項」に改め、同表第10項中「第8条第18項」を「第8条第19項」に改め、同表第11項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同表第12項中「第8条第22項」を「第8条第23項」に改め、同表中第16項を第17項とし、第13項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の1項を加える。

13 第1号訪問事業（介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下この項において「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下この項において「旧介護保険法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）をいう。）を行う施設の介護職員又は第1号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）をいう。）を行う施設の介護職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第21号**山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 指定療養通所介護（第75条―第87条）」を「第2節 削除」に改める。

第66条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第67条第1号中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）」に改める。

第7章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第75条から第87条まで 削除

第88条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同

条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とする。

第89条第1号中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

第174条第3項中「及び」を「、指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護（次項において「指定地域密着型通所介護」という。）及び」に改め、同条第4項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次の各号に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第22号

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

（山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第1条 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第169条第2項中「指定居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者」に改め、同条第3項中「指定介護予防訪問入浴介護」を「指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問入浴介護」に改め、同条第4項第2号中「又は」を「若しくは指定地域密着型通所介護又は」に改める。

（山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則による改正前の山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第2条 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年3月県規則第16号）附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則による改正前の山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第69条第1項第3号中「の指定」を「又は指定地域密着型通所介護事業者の指定」に、「の事業が」を「又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の事業が」に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年3月県規則第

16号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者」に、「指定通所介護の事業」を「指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の事業」に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改める。

山形県立救護施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第23号

山形県立救護施設管理規則の一部を改正する規則

山形県立救護施設管理規則（昭和45年5月県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第3号中「山形県立保護施設条例」を「山形県立泉荘及び山形県立みやま荘条例」に改める。

第3条第2号中「100人」を「90人」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第24号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第39条第2項中「小学校」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」に改める。

第47条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条第1項第1号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「の面積を、指定通所介護」を「(山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号）第64条第1項又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。)の面積を、指定通所介護等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同項第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同項第3号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同条第2項中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改める。

第47条の2第1項第1号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に改め、同項第2号中「」第45条」を「。以下「指定障害福祉サービス条例」という。）第45条に、「基準該当生活介護とみなされる通いサービス、」を「基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス条例第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス条例第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」に、「、条例第47条」を「若しくは条例第47条」に改め、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第25号

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第118条・第119条」を「第118条―第119条」に、「第126条・第127条」を「第126条―第127条」に改める。

第76条第1号中「以下同じ。）の食堂」を「）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に、「第64条第1項」を「第64条第1項又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号」に、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第77条第1号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）を「指定地域密着型サービス基準」に、「）は」を「以下同じ。）は」に改め、同条第2号中「基準該当生活介護とみなされる通いサービス、」を「基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」に、「）第31条の2」を「。以下「指定通所支援基準条例」という。）第31条の2」に、「同条例」を「若しくは指定通所支援基準条例」に、「準用する同条例」を「準用する指定通所支援基準条例」に改め、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第118条第1号及び第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第118条の2 条例第75条の2第3号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに条例第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、条例第45条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第47条において準用する指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。
- (3) 条例第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第126条第1号及び第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第126条の2 条例第82条の2第3号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供

する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに条例第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、条例第45条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第47条において準用する指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(3) 条例第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

訓 令

山形県訓令第2号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第22条の4第3項中「及び再任用の任期満了による退職」を削る。

別記様式第6号の注書第2項第1号の表中

	再任用短時間勤務職員	山形県職員に再任用する 任期は〇年〇月〇日までとする （職名）を命ずる 短時間勤務とする（週〇時間〇分勤務） （給料表名）〇級に決定する 給料月額〇円を給する	を
	再任用の任期の満了により退職する場合	地方公務員法第〇条第〇項の規定による任期の満了により退職	

	再任用短時間勤務職員	山形県職員に再任用する 任期は〇年〇月〇日までとする （職名）を命ずる 短時間勤務とする（週〇時間〇分勤務） （給料表名）〇級に決定する 給料月額〇円を給する	に改める。
--	------------	--	-------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第307号

最上川中流土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成28年3月11日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
山形市役所
- 3 縦覧に供する期間
平成28年3月30日から同年4月27日まで
- 4 その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業計画を変更した者の名称
野川土地改良区
- 2 認可年月日
平成28年3月11日

山形県告示第309号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
経営体育成基盤整備事業（面的集積型）	浅立地区	平成28. 2. 15
農村災害対策整備事業	鮎貝地区	同 2. 26
経営体育成基盤整備事業（面的集積型）	上新田地区	同 3. 15

山形県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月22日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 蔵王公園線
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市蔵王上野字大平1644番1から		旧	12.0メートル	18メートル
同	まで		10.3	
同	上	新	14.4メートル	同上
			10.3	

山形県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月22日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 山形天童線
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市銅町一丁目6番34から		旧	41.8メートル	23メートル
同	15番まで		33.5	
同	上	新	46.6メートル	同上
			38.8	

山形県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月22日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 妙見寺西蔵王公園線
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市東山形二丁目4番12から		旧	22.0メートル	40メートル
同	大字妙見寺字岩下1569番1まで		11.8	
同	上	新	35.0メートル	同上
			11.8	

山形県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月22日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 蔵王公園線
- 2 供用開始の区間 山形市蔵王上野字大平1644番1から
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月22日

山形県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月22日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 山形市銅町一丁目6番34から
同 15番まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月22日

山形県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月22日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 妙見寺西蔵王公園線
- 2 供用開始の区間 山形市東山形二丁目4番12から
同 大字妙見寺字岩下1569番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年4月1日

山形県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月22日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 砂越停車場山楯線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市砂越字小形156番4から 同 柳田29番2まで	旧	17.9メートル } 15.1	98 メートル
酒田市砂越字小形156番3から 同 柳田29番1まで	新	18.5メートル } 15.1	同 上
酒田市桜林字惣田279番2から 同 まで	旧	21.3メートル } 12.7	160 メートル
酒田市桜林字惣田279番1から 同 まで	新	21.3メートル } 13.7	同 上

山形県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月22日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 梳代鶴岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市外内島字明神川原310番1から 同 城南町15番5まで	旧	13.9メートル } 8.7	41メートル
同 上	新	17.6メートル } 11.2	同 上

山形県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月22日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 梳代鶴岡線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市外内島字明神川原310番1から
同 城南町15番5まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月23日

山形県告示第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、白鷹町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡白鷹町
- 2 公共測量を実施した期間
平成27年10月6日から平成28年2月29日まで
- 3 作業の種類
公共測量（MMSデータ計測）

山形県告示第320号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 酒田都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・2号豊里十里塚線及び3・6・1号鶴田橋実小路線
- 2 施行者の名称
山形県

- 3 事務所の所在地
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 告示年月日及び番号
平成28年3月14日 東北地方整備局告示第54号

山形県告示第321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
庄内町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 余目都市計画下水道事業
 - (2) 名 称 余目町公共下水道（最上川下流域下水道（庄内処理区）庄内町流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成5年10月29日から平成33年3月31日まで

議 会 関 係

規 則

山形県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県議会議長 野 川 政 文

山形県議会規則第1号

山形県議会傍聴規則の一部を改正する規則

山形県議会傍聴規則（昭和50年3月県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第11条第1項第1号中「、つえ」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

山形県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県議会議長 野 川 政 文

山形県議会規則第2号

山形県議会会議規則の一部を改正する規則

山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第104条中「、つえ」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

山形県議会告示第1号

山形県議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月22日

山形県議会議長 野 川 政 文

山形県議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程

山形県議会委員会傍聴規程（平成27年1月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「、つえ」を削る。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会関係

訓 令

山形県教育委員会訓令第1号

庁 中
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月22日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 菊 川 明

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第21条の4第3項中「及び再任用の任期満了による退職」を削る。

別記様式第5号の注書第3項第1号の表中

	再任用短時間勤務職員	山形県教育委員会（身分）に再任用する 任期は○年○月○日までとする （職名）を命ずる 短時間勤務とする（週○時間○分勤務） （給料表名）○級に決定する 給料月額○円を給する	を
	再任用の任期満了により退職する場合	地方公務員法第○条第○項の規定による任期の満了により退職	

	再任用短時間勤務職員	山形県教育委員会（身分）に再任用する 任期は○年○月○日までとする （職名）を命ずる 短時間勤務とする（週○時間○分勤務） （給料表名）○級に決定する 給料月額○円を給する	に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公安委員会関係

規 則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 前 田 直 己

山形県公安委員会規則第2号

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和34年9月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

区 分	警 察 官				そ の 職 員	合 計	備 考
	警 視	警 部	警 部 補 巡 査 部 長 巡 査	計			
警 察 本 部	59人	95人	488人	642人	218人	860人	警部補の総数は559人とし、 巡査部長の総数は578人とする。
警 察 署	31人	88人	1,245人	1,364人	119人	1,483人	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第18条第4項の規定に基づく通知及び第21条の規定に基づく要請に関する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 前 田 直 己

山形県公安委員会規則第3号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第18条第4項の規定に基づく通知及び第21条の規定に基づく要請に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第18条第4項の規定による通知及び第21条の規定による要請に関し必要な事項を定めるものとする。

（知事への通知）

第2条 条例第18条第4項の規定による通知は、禁止行為者通知書（別記様式第1号）により行うものとする。

（知事への要請）

第3条 条例第21条の規定による要請は、措置要請書（別記様式第2号）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

山 形 県 知 事 殿

山形県公安委員会 印

禁止行為者通知書

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第18条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

禁止行為発見日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
禁止行為発見場所	
禁止行為者	住 所 氏 名 生年月日 年 月 日生 (歳)
法 人	所 在 地 名 称 代 表 者 住所 氏名
禁止行為の内容	
備 考	

注 「禁止行為」とは、山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第16条第5号から第7号までに掲げる行為をいう。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

山 形 県 知 事 殿

山形県公安委員会 印

措置要請書

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第21条の規定により、下記のとおり要請します。
記

措置の要請に係る山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第2条第7号の薬物の名称等	<input type="checkbox"/> 知事指定薬物
	<input type="checkbox"/> その他の薬物
要 請 事 項	<input type="checkbox"/> 第13条第1項の規定による知事指定薬物の指定 <input type="checkbox"/> 第17条第1項の規定による知事が行う立入調査等の実施 <input type="checkbox"/> 第18条第1項又は第2項の規定による警告の発令 <input type="checkbox"/> 第19条の規定による措置命令 <input type="checkbox"/> その他 ()
措置の要請に係る者	住 所 氏 名 生年月日 年 月 日生 (歳)
法 人	所 在 地 名 称 代 表 者 住所 氏 名
備 考	

注 該当する□にレ印を付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

企 業 局 関 係

規 程

山形県企業管理規程第1号

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月22日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「及び再任用の任期満了による退職」を削る。

別記様式第6号の注書第2項第1号の表中

	再任用短時間勤務職員	山形県企業局職員に再任用する任期は○年○月○日までとする（職名）を命ずる 短時間勤務とする（週○時間○分勤務） （給料表名）○級に決定する 給料月額○円を給する	を
	再任用の任期の満了により退職する場合	地方公務員法第○条第○項の規定による任期の満了により退職	

	再任用短時間勤務職員	山形県企業局職員に再任用する任期は○年○月○日までとする（職名）を命ずる 短時間勤務とする（週○時間○分勤務） （給料表名）○級に決定する 給料月額○円を給する	に改める。
--	------------	---	-------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病 院 事 業 局 関 係

規 程

山形県病院事業管理規程第3号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月22日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「及び再任用の任期満了による退職」を削る。

別記様式第5号の注書第2項第1号の表中

	再任用短時間勤務職員	山形県病院事業局職員に再任用する 任期は○年○月○日までとする （職名）を命ずる 短時間勤務とする（週○時間○分勤務） （給料表名）○級に決定する 給料月額○円を給する	
	再任用の任期の満了により退職する場合	地方公務員法第○条第○項の規定による任期の満了により退職	

を

	再任用短時間勤務職員	山形県病院事業局職員に再任用する 任期は○年○月○日までとする （職名）を命ずる 短時間勤務とする（週○時間○分勤務） （給料表名）○級に決定する 給料月額○円を給する	
--	------------	---	--

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク情報セキュリティ強靱性向上のためのハードウェア等賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 平成28年5月2日（月） 午前10時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク情報セキュリティ強靱性向上のためのハードウェア等賃貸サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成31年12月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 調達をする役務が提供される平成28年7月1日から平成31年12月31日までの期間に相当する料金の総価のうち9箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 平成28年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成28年2月16日付け県公報第2722号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当 電話番号023(630)2098
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を平成28年4月5日（火）午後3時まで山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当に提出すること。
 - (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
 - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of services required: Lease of hardware and software for strengthening the information security of the Yamagata Prefectural Government's Central Communication Network, 1 set.
 - (2) Time limit for tender: 10:30 A.M. May 2, 2016
 - (3) Contact point for the notice: Information Planning Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL

023(630)2098

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃						摘要	
					収入が104,000円以下 の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者		
県営太田町アパ ート4号	米沢市太田町五 丁目1-10	住宅形式 2DK 1戸当たり 住戸専用 面積 60.3 平方メートル	1	特定目的用 (高齢・身障用)	19,400	22,400	25,700	29,000	33,100	38,200	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可
同 2号	同	3DK	3	一般用	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300		
同 4号	同	同	1	同	23,900	27,600	31,500	35,500	40,600	46,900		
同 春日アパー ート2号	同 春日五丁 目2-43	同	1	同	17,700	20,400	23,300	26,300	30,100	34,700		
同 中田第2ア パート1号	同 中田町 901-2	同	1	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600		単身可
同 2号	同	同	1	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600		
同 2号	同	同	2	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		
同 米沢中央ア パート1号	同 中央七丁 目5-77	同	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800		
同 中田第1ア パート2号	同 中田町 658-3	同	3	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400		
同 3号	同	同	2	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,600	45,700		
同 相生アパー ート3号	同 相生町7 -65	同	1	同	23,900	27,600	31,500	35,600	40,600	46,900		
同 糠野日第2 アパート	東置賜郡高島町 福沢南21-2	同	1	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年4月4日から同月8日まで（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成28年4月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成28年6月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営美原アパ ート4号	鶴岡市美原町18 -3	3DK	79.4	1	一般用	21,800	25,100	28,700	32,400	37,100	42,800	3月分 の家賃 に相当 する額
同 東部アパ ート1号	同 朝陽町6 -25	同	55.7	2	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 2号	同 6 -5	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 茅原アパ ート2号	同 茅原草 見鶴16-1	4DK	71.5	2	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	
同 3号	同	3DK	61.0	1	同	17,000	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同 川南アパ ート1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	4	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,500	
同 2号	同 1-2	同	51.2	1	同	15,700	18,100	20,700	23,400	26,700	30,800	
同 川南住宅3 号	同 1-3	同	54.6	1	同	16,500	19,000	21,800	24,600	28,100	32,400	单身可
同	同	同	54.6	1	同	16,500	19,000	21,800	24,600	28,100	32,400	
同 こがねアパ ート1号	同 こがね町 一丁目21-1	3DK	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 2号	同 21-11	4DK	71.5	1	同	20,000	23,100	26,400	29,800	34,000	39,300	
同 東部アパ ート3号	同 東部町四 丁目15-22	3DK	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	
同 鳥海アパ ート2号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	1	同	23,500	27,100	31,000	35,000	40,000	46,100	
同 新橋アパ ート	同 新橋五丁 目5-1	同	68.2	1	同	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400	

同 ト	余目アパー	東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	同	64.2	1	同	16,500	19,100	21,800	24,600	28,200	32,500	
同 ト	狩川アパー	同 狩川字山居22	同	58.0	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成28年4月4日から同月8日まで（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成28年4月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 平成28年6月下旬